



人事・労務に役立つ

しくみ作り Letter

5
2017

発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4 階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp



改正個人情報保護法④ / 全面施行は平成29年5月30日



平成 29 年 5 月 30 日からは、これまで個人情報保護法の適用がなかった「取扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模取扱事業者」にも、同法が適用されます。

連載は今回で最終回ですが、個人情報を保管する時・他人に提供する時・開示を求められたときのルールを紹介します。

個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときの基本的なルール

●取得した個人情報は安全に管理する

事業者が個人情報を保管する際には、起こり得るリスクに対して安全に管理する必要があります。

種類	例
組織的 安全管理措置	① 個人情報の管理に必要な組織体制の整備 ② 個人情報の管理に必要なルールの整備と運用 ③ 取扱状況を一覧できる手段の整備 ④ 安全管理措置の評価、見直し及び改善 ⑤ 個人情報にかかる万が一の事故又は違反への対処
人的 安全管理措置	① 従業員に対して、雇用契約時における非開示契約（誓約書など）の締結 ② 委託契約・派遣契約における委託元（派遣元）と委託先（派遣先）間での非開示契約（秘密保持契約など）の締結 ③ 従業員に対する個人情報保護のためのルールの周知・教育の実施
物理的 安全管理措置	① 入退館又は入室管理の実施（入退館者の氏名・時間の記録、不要な者の入室禁止など） ② 盗難等の防止（施錠保管、防犯カメラの設置、不必要な個人情報の持ち出し禁止など） ③ 機器・装置等について盗難、破壊、破損、漏水、火災、停電などからの物理的な保護（サーバーラックでの耐震補強、非常用電源の確保など）
技術的 安全管理措置	① 個人情報へのアクセスに対する識別・認証（パスワード設定、IC カード認証、指紋認証など） ② 個人情報のアクセス制御（ファイアウォールの設置、ルーターやサーバーの設定強化） ③ 不正ソフトウェア対策（ウィルス対策ソフトの導入） ④ 個人情報の移送・送信時の対策（パスワード設定、暗号化対策など） ⑤ 情報システムの動作確認時の対策（バックアップの実施） ⑥ 情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策（Windows Update の徹底、サポート対象外に機器の排除など）

※詳細は、経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にて解説。



●個人情報を他人に提供する際は、本人の同意を得る

個人情報を第三者（別法人であればグループ会社でも第三者に該当）に提供する場合は、原則として、本人の同意が必要です。



【例外】次の場合は、本人の同意がなくても、個人情報を他人に渡すことができます。

- (1) 法令に基づく場合（例：警察からの照会）
- (2) 人命に関わる場合（例：災害時の病院からの照会）
- (3) 業務を委託する場合（例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す）

●本人からの「個人データの開示請求」に応じる

会社が保有している個人情報（個人データ）について、本人から開示、訂正、利用停止、削除等を請求されたときは、原則として会社は対応する必要があります。請求方法、受付方法を決めておくと同時に、誤って本人以外に回答してしまうことのないよう準備しておきましょう。



トビックス 新年度からの主な法改正・制度変更



年度が替わる時期には、多くの制度変更が行われます。厚生労働省が管轄する制度における主な変更について、実務面で関連がある事項を中心に紹介します。

厚生労働省関係の主な制度変更（平成 29 年 4 月～）

1 雇用・労働関係

□ 雇用保険率の引き下げ

平成 29 年度：1,000 分の 9（被保険者負担分 1,000 分の 3 / 事業主負担分 1,000 分の 6）

※改定前は 1,000 分の 11（被保険者負担分 1,000 分の 4 / 事業主負担分 1,000 分の 7）

□ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正の施行

次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）及び特例認定（プラチナくるみん認定）の基準を見直し。また、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の基準も見直し。



※「しくみ作り Letter」4月号で詳細を紹介

□ 育児休業制度の見直し（育児休業期間の延長）（平成 29 年 10 月 1 日～）

原則として 1 歳までである育児休業について、以下のいずれにも該当する者が 6 ヶ月延長しても保育園に入れない等に限り、さらに 6 ヶ月（2 歳まで）の再延長が可能となります。

- (1) 労働者またはその配偶者が、子が 1 歳 6 ヶ月に達する日において育児休業をしている場合
- (2) 子が 1 歳 6 ヶ月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められると厚生労働省で定める要件に該当する場合

2 社会保険関係

□ 国民年金保険料の改定

●平成 28 年度 16,260 円 ⇒ 平成 29 年度 16,490 円

※新たにクレジットカード納付で 2 年分の前納が選択できるようになりました。

□ 年金受給権発生に必要な期間短縮（平成 29 年 8 月 1 日～）

●従来 25 年以上 ⇒ 平成 29 年度以降 10 年以上

□ 平成 29 年度以降の在職老齢年金の改定

平成 29 年度以降の厚生年金保険の在職老齢年金に関して、60 歳前半（60 歳～64 歳）の支給停止調整変更額と、60 歳後半（65 歳～69 歳）・70 歳以上の支給停止調整額を、それぞれ引き下げ。



●平成 28 年度まで 47 万円 ⇒ 平成 29 年度以降 46 万円

【補足】60 歳前半の支給停止調整開始額（28 万円）については変更なし。

□ 子ども・子育て拠出金率(※)の引き上げ

●平成 28 年度：1,000 分の 2.0 ⇒ 平成 29 年度：1,000 分の 2.3

※子ども・子育て拠出金とは、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が全額負担、納付する拠出金。その額は、被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。



子ども・子育て拠出金率が引き上げられました。本年 4 月分（5 月納付分）以降の納付額を計算する際に、拠出金率の変更に注意しましょう。



平成 29 年 4 月からの雇用保険関連の助成金等を見直し

平成 29 年 4 月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われました。

平成 29 年 4 月から見直しが行われた助成金等

平成 29 年度予算の成立に伴い、次の助成金等についてコースの新設、整理統合、支給額の見直しなどが行われました。

① 労働移動支援助成金	⑨ 障害者雇用促進等助成金
② 65 歳超雇用推進助成金〔高年齢者雇用安定助成金の内容も統合〕	⑩ 生涯現役起業支援助成金
③ 特定求職者雇用開発助成金	⑪ 人事評価改善等助成金〔新設〕
④ トライアル雇用助成金（旧トライアル雇用奨励金）	⑫ 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）
⑤ 地域雇用開発助成金	⑬ キャリアアップ助成金（人材育成コース）
⑥ 両立支援等助成金	⑭ 指定試験機関費補助金
⑦ 人材確保等支援助成金	⑮ 障害者職業能力開発助成金
⑧ キャリアアップ助成金（人材育成コースを除く）	⑯ 認定訓練助成事業費補助金
	⑰ 建設労働者確保育成助成金

●主なポイント

1 「65歳超雇用推進助成金」は、これまでの高年齢者雇用安定助成金の助成内容も引き継ぎ、次の3コース制により再編されます。

- ・65歳超継続雇用促進コース（本年5月1日から助成額等も変更）
- ・高年齢者雇用環境整備支援コース
- ・高年齢者無期雇用転換コース

2 両立支援助成金で、妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した社員の復職（再雇用）を対象に「再雇用者評価処遇コース」を新設

<主な要件>

- ① 復職にあたり、退職後の期間を一定期間内に限定する場合は、その期間は3年以上とすること。
- ② 復職者を無期雇用で採用し、雇入れの日から継続して6か月以上雇用していること。
ただし、有期雇用で採用した場合であっても、雇入れの日から1年を経過する日までに無期雇用に変更し、その変更日から継続して6か月以上雇用した場合は対象とする。
- ③ 退職前の勤務実績等を評価し処遇決定に反映させることを社内規程に明記していること。

2 「キャリアアップ助成金」については、これまでの3コースから8コースに再編されます。

○従来

正社員化コース
人材育成コース
処遇改善コース (1) 賃金規定等改定 (2) 共通処遇推進制度 ①健康診断制度 ②賃金規定等共通化 (3) 短時間労働者の労働時間延長



○平成29年度以降

正社員化コース
人勢育成コース
賃金規定等改定コース
健康診断制度コース
賃金規定等共通化コース
諸手当制度共通化コース <新設>
選択的適用拡大導入時処遇改善コース <新設>
短時間労働者労働時間延長コース

3 人事評価制度などを通じた生産性の向上に着目した助成金として「人事評価改善等助成金」を新設。

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成。(制度整備のみ50万円 ⇒ 目標達成(※)すると80万円にアップ)

※目標達成助成は一定期間経過後、生産性要件、賃金アップ、離職率低下目標を達成した場合に支給

今回の改正のキーワードとして“生産性の向上”が挙げられます。平成29年度予算においても、生産性を向上させた企業に対して、助成の割増措置が拡充されています。これは、設定された「生産性要件」を満たした場合に助成の割増が行われるものです。

なお、上記の「人事評価改善等助成金」のほかに、多くの助成金で「生産性要件」が設けられています。



5/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/31

- 4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 自動車税の納付
- 3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告
- 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付